

VI. 民事訴訟手続の IT 化について

内 田 義 厚

I. 日本における民事訴訟手続 IT 化の流れ

日本における IT 化の流れは、1996年の民事訴訟法改正から始まったといえる。

1. 民事訴訟法改正による IT 導入期 (1996~2004)

1996年の民事訴訟法改正では、IT 化の点でいくつかの画期的制度が導入された。特に、争点整理手続における電話会議システム (170条 3 項等) は、これは現在に至るまでよく利用されている。特に当事者や代理人の一方が裁判所から遠隔地に所在する場合、あるいは裁判所が交通不便な地にある場合には効用が大きい。また、証人尋問におけるテレビ会議システムも導入された (204 条)。これにより、遠隔地にいる証人所在地に向向いて尋問を行うという負担が軽減された。これらは、後述する e コートの先駆けともいえる動きであったが、e 申立ての分野でも進展が見られた。そのうち大きなものは、2004年の改正で新設された督促手続のオンライン化であるが、それにとどまらず、一般的にオンライン申立てを認める規定も置かれ (132条の10)、その本格的稼働のための実験もされるに至った。

2. IT 化の停滞期 (2004~2017)

しかしながら、その後は督促手続以外でオンライン申立てが実現することはなく、民事訴訟手続での IT 化は長期の停滞期に入ることとなった。このような停滞期に入ってしまった理由については必ずしも明らかではないが、少なくとも、実務に携わる法曹 (裁判官、弁護士) による積極的姿勢が、この時期は (少なくとも表面的には) 見られなくなったということは確かである⁽¹⁾。

(1) 本格的稼働に向けた実験 (札幌地裁で実施) において、利用件数がかかり

3. 政府主導による IT 化の推進 (2017～)

このような停滞の結果、日本の司法手続は、IT 化の面で世界的にも大きく立ち遅れることになり、2017年度の Doing Business においては、「裁判手続の自動化 (IT 化)」に関する項目についてかなり厳しい評価が下されるに至った。そこで政府は、2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面も含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」との方針を打ち出した。そして、これを受ける形で、同年10月、「裁判手続の IT 化検討会」(以下「IT 化検討会」という。)が内閣に設置され、同検討会では主として民事訴訟手続の IT 化についての検討がされ、翌2018年3月30日、報告書がまとめられた⁽²⁾(以下「検討会報告書」という。)

検討会報告書では、「裁判手続の全面的 IT 化」を掲げ、それを実現するために、「3つの e」という柱を提唱している。3つの e とは、「e 提出 (e-filing)」、 「e 事件管理 (e-case management)」及び「e 法廷 (e-court)」を指す。e 提出とは、訴状受理・手数料の納付・文書の送達・準備書面の提出などをすべてオンライン経由の電子データで行うとするものである。e 事件管理とは、事件記録を全面的に電子化するとともに、訴状の補正・第1回口頭弁論期日の調整などもオンラインで実施するというものである。そして、e 法廷とは、口頭弁論期日 (人証調べのための期日も含む) や争点整理手続及び判決言渡期日などをウェブ会議などのインターネット経由で行うことを可能にするものである。

4. 今後のスケジュール

検討会報告書は、今後の IT 化スケジュールにつき、立法措置が必要か、また、予算措置等の環境整備が必要かという観点から3つのフェーズに分けている。まず、第1フェーズは、立法がなくても運用によって可能になるものであり (例えば、争点整理手続でのウェブ会議の利用等)、これについては2019年度中に東京地方裁判所などの大規模庁での試行実験が開始される。また、裁判所と弁護士会による模擬裁判実施が各庁で予定されているようである。次に、

少なかったことや、その後にいわれる過払金請求訴訟が激増し、その処理に追われたことなども影響しているのではないかと推測される。

(2) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

第2フェーズは、立法措置が必要となるが予算措置が不要なものであり（例えば、口頭弁論期日でのウェブ会議活用など）、これについては、2019年度中に法制審議会への諮問がされ、2022年ころに運用を開始することが想定されている。そして、第3フェーズは、立法措置及び予算措置の双方が必要になるものであり（例えば、e提出など）、立法措置については、第2フェーズと同時期に法制審議会への諮問がされることが考えられるが、予算措置を含む実施スケジュールの策定は今後の課題となっている。

その後、2018年7月、検討会報告書を受けて、民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律のあり方の検討等を行うことを目的として、公益社団法人商事法務研究会内に、「民事裁判手続等IT化研究会」（以下「IT化研究会」という。）が設置された。同研究会では、前記「3つのe」の実現に向けて、オンラインによる訴え提起、事件管理システムを利用した送達、ウェブ会議等を利用した双方不出頭の口頭弁論期日及び争点整理の実現、訴訟記録の電子化を前提とした訴訟記録の閲覧等に関する規律などの論点について検討を行うほか、より良い民事訴訟の実現を目指すという観点から、現行法の規律の見直しについての検討もされている（その結果である報告書の内容については、第3で後述する。）。

II. 裁判手続（民事訴訟手続）のIT化に関する論点

1. 総論的論点

(1) 情報セキュリティの確保

裁判手続に関する情報は、個人のプライバシーや企業活動に密接にかかわる分野であり、情報漏洩等の影響は深刻である。また、システム障害が生じた場合、裁判手続全体が遅延することはもとより、司法に対する信用問題にもかかわることから、情報セキュリティの確保は必須である。もっとも、セキュリティを厳格化することは、他方においてITの利用可能性を狭めることにもなりかねず、また、完全無欠なセキュリティシステムを構築することは凡そ不可能であることを考えれば、どのあたりのレベルでセキュリティを構想・設定するかが問題になる。この点、本来的には訴訟手続は公開が原則であることなどを考慮するならば、そのセキュリティ水準は、外交・防衛といった分野や金融機関などで要求されるレベルまで必要とは考えられず、行政機関や民間取引で必要とされる通常のセキュリティレベルで足りるのではないかと考えられる。も

とより、このあたりは、問題となっている事件類型（通常の民事訴訟か、プライバシーに密接にかかわる人事関係訴訟や家事関係手続か）によっても変わってくるとも考えられよう。

(2) デジタルデバイドの問題

この種の IT 化を推進するうえで必ず問題になるのは、IT が利用できない、あるいは習熟していない一定数の当事者の存在をどのように考えるか、そのような人たちに対する対策をどのようにすべきかという点である。この問題は、代理人として弁護士・司法書士等の専門家が就く場合は顕在化しないといつてよいが、日本の場合、当事者本人が専門家に委任せずに訴訟を提起したり、訴訟を進行できる制度になっており、その中には IT に習熟しない者も相当数存在するものと思われるため、それに対するサポートシステムの構築が必要になってくるものと思われる。この点については、各論でさらに検討する。

2. 各論的論点

(1) オンライン提出一本化とその前提条件

検討会報告書では、「現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かない IT 化への抜本的対応を視野に入れる必要がある」としており、全面的 IT 化を志向している。訴訟を提起する者にオンラインでの申立てと書面による申立てを選択させたり、特定の事件類型や特定の裁判所（審級等も含む）のみでオンライン提出を認めることは、裁判所等での事務処理の負担が大きく（紙媒体で提出されたものをデータ化する作業の負担等）、現状よりもかえって利用しにくい制度になりかねない。他方において、前述したデジタルデバイドの問題を考えると、全面的 IT 化は、IT に疎い者の裁判を受ける権利の保障を危うくする。特に、わが国のように、当事者本人による訴訟が行われる割合が比較的高い場合には、かかる裁判を受ける権利の保障をどのように図るかが大きな問題になる。このようなことからすれば、当事者本人が原告となって訴訟を提起する場合は、オンライン申立てに一本化せず、紙媒体による提出を認めるという選択肢が考えられよう（もっとも、この場合でも、後述するサポートシステム利用による電子化・データ化は必要になると考えられる。）。また、仮にオンライン申立てに全面的に一本化するとした場合、すべての当事者をそれに乗せるためのサポートシステムの構築が極めて重要な意義を有することになる。そして、このようなサポートシステムとしては、いくつかの方策が考えられようが、大別すれ

ば、裁判所や弁護士、司法書士といった司法関連業によるサポート、法律関係の公的相談機関（いわゆる法テラスや消費生活センター等）によるサポート、さらにこれらとは別の民間団体（営利団体あるいはNPO等）によるサポートの3つに分けられる。まず、前者の司法関連業によるサポートは、いわゆる非弁行為（弁護士でない者が行として法的処理に従事すること）の問題が生じないという点で理論的難点は少ないが、設置個所を含め、どこまでサポート態勢を充実させられるかが課題になろう。次に、法律関係の公的機関によるサポートについては、非弁行為との問題は生じないことや、設置個所を比較的多くすることが可能になるが、サポートのためのマンパワーをどれだけ確保できるかが課題になる。最後に、民間団体によるサポートの場合、設置個所やマンパワーの問題は比較的解決が容易といえるが、非弁行為との抵触をどのように整理するかが大きな問題になると考えられる⁽³⁾。

(2) e 提出をめぐる問題点

e 提出で要になるのは、訴状等の提出におけるオンライン化である。これについては、電子メールによる提出も考えられなくはないが、セキュリティ上の問題や誤送信等の問題から消極に解されるどころであり、現実的には、オンライン上の入力フォームに直接入力することで作成・提出する方法や、文書作成ソフトで作成した文書をシステム上でアップロードする方法が考えられる。また、訴状の添付書類についても、電子化された原本や写しの提出で足りるとされることになろう。特に、添付書類の中でも公的文書（登記、戸籍、住民票等）については、行政機関とオンラインで連携するなどして、当事者からの提出を不要とすることが検討されている（バックアップ連携）。そして、このように、訴状等の提出のオンライン化が実施されれば、半ば必然的に、準備書面などの主張関係書類、証拠書類などもオンラインで提出されることになるものと思われる。

もっとも、オンライン化の弊害も考えられるところであり、例えば、なりす

(3) IT 機器を持たない、あるいはITに習熟していない者に対するサポートのあり方については、内閣官房に設置されている「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」において検討がされている。そして、書面の電子化については、裁判所や法テラス等の公的機関はもとより、弁護士会や弁護士、司法書士会や司法書士をはじめとする士業者団体・士業者等、受け皿となりうる者において幅広く担当される必要があるとの有識者の意見を踏まえた検討が進められている。<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/>

ましによる訴え提起などをどのように防止するかが問題になってこよう。これについては、現行民訴法132条の10が、オンラインによる訴え提起の場合には、最高裁規則で定めるところによる本人確認の措置を講じなければならないとされており、その方法としては、電子署名による署名等を併せ送信する方法も考えられるが、電子証明は手続が煩瑣であることから、代替策が現在検討されており、IDとパスワードを付与する方向も検討されている。また、オンライン申立てが容易になると、特に本人による濫訴の弊が懸念されるところである。これについては、この種の濫訴の実情や処理の実態を踏まえつつ、現行法での対処が可能でありかつ十分といえるかについて検討を進めていく必要があるのではないかと思われる。

そして、e提出との関係での最大の難関が、訴状等の書類の被告に対する送達である。これについて、前記した全面IT化を前提とすれば、オンラインによる送達が最も適切ということになる。しかし、被告の送付先がオンラインレベルで常に判明しているとは限らず（特に個人の場合）、全面的なオンライン化が実現できるかは、率直なところかなり困難ではないかと思われる。また、送達は、手続保障の出発点であり、被告の訴訟関与の機会を保障するという意味で重要な制度であるから、書面・郵送による送達は残さざるを得ないとも考えられよう。他方、なお工夫の余地はあると考えられるところであり、IT化研究会では、いわゆるシステム送達（裁判所の事件管理システムに訴状等の書類をアップロードしておき、相手方がこれにアクセスしてダウンロードすることを前提とした送達。受送達者にアップロードした旨を電子メール等で通知し、その者がメールを開封したときに送達の効力が生じるとすることが考えられる）についても検討がされた。個人的には、かかるシステム送達を前提に、相手方に対しては、訴状等の書類がアップロードされている旨の通知書を裁判所が送付し（これは紙ベースでも電子メール等のオンラインでも可能とする）、相手方が、その中に記載されているIDないしパスワードを入力してアクセスした段階で送達が完了したものとして扱う、という方式もありうるのではないかと考えているが、今後の課題である。また、送達に関しては、公示送達についても見直しが必要であろう。ここでは、現在の裁判所での掲示に代えて、裁判所のウェブサイトで掲示することが考えられるが、従来の方式に比べて掲示を目にする者が増えることによるメリットと、当該受訴裁判所付近の者以外の者が広く目にする可能性が増えることによるプライバシー保護等のデメリットとの考量が必要になると考えられる。

(3) e 法廷をめぐる問題点

検討会報告書は、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、期日にメリハリをつけて審理の充実度を高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方または双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に拡大するのが望ましいとしている。また、人証調べ手続についても、裁判の公開原則に留意しつつ、現行のテレビ会議の取扱いを見直し、裁判所が必要かつ相当と判断する事案では、一方または双方の当事者や証人等の関係者が裁判所に赴くことなくウェブ会議等に対応する本人尋問・証人尋問を実施することが考えられるとしている。他方、人証調べ手続は、裁判所が争点に対する心証を形成して適正な判断を行うための核心的手続であることから、適正な手続の確保等の要請を踏まえた検討が必要としている。このような基本的な方向性それ自体については私見も異論はないが、ウェブ会議等を利用した争点整理手続については、単に当事者あるいは代理人にとっての利便性確保という点だけではなく、争点及び証拠的確かつ迅速な整理とそれに伴う審理の充実にとどのように寄与していくものなのかを実務的に検証していき、その中からどのような利用方法が考えられるかを検討していくことが必要であると考えられる。特に、e 提出や e 事件管理と異なり、e 法廷は、従来型の当事者と裁判所が一堂に会しての手続も並行して存置させるものであることから、それとの適切な使い分けを今後検討していく必要がある。

(4) e 事件管理をめぐる問題点

e 事件管理は、大別すると、裁判所と当事者との連絡関係の問題と、(判決書を含む)記録自体の電子化や公開の問題に分けられる。

まず、前者については、オンラインで提出された訴状の審査においても IT を活用することになる。また、第 1 回口頭弁論期日の指定については、現在は原告側の都合のみで一方的に指定し、その結果、被告(代理人)が欠席することが多かったが、仮に訴状等の送達がオンラインでされた場合には、被告(代理人)も交えた形で、第 1 回口頭弁論期日の調整を行うことも考えられてよいであろう(もっとも、このような運用にしてしまうと、被告側の引き延ばしに悪用される危険性もないとは言えないので、注意が必要である)。また、準備書面等の提出期限の設定や管理も、オンライン上で裁判所および両当事者が確認できるシステムとすることで、いわば間接的に準備書面等の期限内提出を促す効果がある。また、裁判所による期日外の釈明(民事訴訟法149条)についても、オンラインを用いて文書の形で行うこととするといったルール化が実

現すれば、従来ともするとブラックボックスとの批判を受けてきた点の改善（可視化の実現）に寄与することになる。

次に後者であるが、ここでは、訴訟記録の電子化が重要である。これが実現すれば、当事者や代理人は大量の事件記録を裁判所に持ち運びするといったことはなくなり、パソコン1台あれば事件記録にアクセスできるようになり、その利便性は大きく向上する。また、訴訟記録の閲覧についても、電子データ化すれば、裁判所に向く必要もなくなるのはもとより、同時期に裁判所および両当事者が閲覧可能になるといった利点もある。このようなことからすれば、訴訟記録については全面IT化の方向が望ましいといえる。もっとも、訴訟当事者以外の第三者に対する記録の開示、特に電子情報としてのそれについては、なお検討すべき課題が多い。ただ、判決原本については、判決に関する情報アクセスの充実がその後の実務運用に有用な影響を与える場合もあることから、プライバシーや営業秘密にかかわる部分については閲覧制限をかけたり、個人情報にかかわる部分はマスキングをすることを前提に、基本的には閲覧を広く認めてよいのではなかろうか。

Ⅲ. 補論

——「民事裁判手続等IT化研究報告書」の公表——

2019年12月13日、IT化研究会は、その検討結果を「民事裁判手続等IT化研究会報告書—民事裁判手続のIT化の実現に向けて—」と題する報告書（以下「IT化研究会報告書」という。）にまとめ、公表した⁽⁴⁾。以下では、第2で指摘した各論的問題に対応する部分を中心に、同報告書の内容を紹介する。

1. オンライン提出への一本化、義務化（同報告書7頁）

これについては、【甲案】（オンライン申立てを原則義務化する考え方）、【乙案】（オンライン申立てを士業者に限り義務化する考え方）、【丙案】（オンライン申立ての利用を任意とする考え方）の3つを提示したうえ、まずは、民事訴

(4) <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/%E6%B0%91%E4%BA%8B%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%8B%E7%B6%9A%E7%AD%89%EF%BC%A9%EF%BC%B4%E5%8C%96%E7%A0%94%E7%A9%B6%E4%BC%9A%20%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf/f0c69150-e413-4e26-9562-4d9a7620031b>

訟法132条の10に関する規則を制定するなどして【丙案】を実質的に実現し、その後、国民における IT の浸透度、本人サポートの充実、さらには事件管理システムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として、【甲案】を実現することを目指しつつ、その過程において、【乙案】を実現することとしてはどうか、という提案をしている。オンライン提出については、ある時期から一気に変更し義務化するのではなく、段階的・漸進的に実施していこうという点に特徴がある。

2. e 提出をめぐる問題点

(1) オンラインによる訴え提起（同報告書28頁）

これについて IT 化研究会報告書は、(1)オンラインによる訴え提起を認める場合には、民事訴訟法132条の10第3項と同様に、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、訴えの提起があったものとして扱うこと、(2)添付資料については、可能な限り、バックオフィス連携を実現することを目指す、(3)本人確認の方法として、事件管理システム⁽⁵⁾を利用することができる ID とパスワードを発行し、これらを用いて事件管理システムにログインし、オンライン申立てをした場合には、本人によるものと取り扱うこととする、といった方向性が示されている。

(2) 濫用的な訴え提起の防止策（同報告書28頁）

これについては、以下のような規律を設けることについて、引き続き検討することとしてはどうかという提案がされている。具体的には、(1)一定期間内に訴え提起に係る訴訟救助の申立ての却下回数を申告させる（申告がない場合は訴訟救助申立てを却下する。）、(2)一定回数を超えて訴訟救助申立てをした者に対しては、いわゆるデポジットとして一定金額を納付しなければならないとする、といった方策が提案されている。濫用的な訴えの場合、その多くは訴訟救助申立てを伴っていることから、それに着目して濫用的な訴え提起を抑しようという意図に基づくものといえる。

(3) 送達（同報告書39頁）

これについては、前記したシステム送達の制度を設けることが提案されてい

-
- (5) 事件管理システムとは、IT 化研究会報告書 8 頁によれば、「裁判所において今後開発を予定しているシステムで、当事者が外部からオンラインで接続することができ、裁判所に提出すべき書面等をアップロードする方法によって提出することを可能とするシステムである。」とされている。

る。また、公示送達については、裁判所書記官が送達すべきデータを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所のウェブサイトなどで閲覧できるようにすることが提案されている。

3. e 法廷をめぐる問題点

(1) 口頭弁論期日でのウェブ会議の利用（同報告書59頁）

裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方式により口頭弁論期日の手続を行うことができるという提案をしている。

(2) 争点整理手続（同報告書83頁）

弁論準備手続については、当事者双方が不出頭の場合でも、ウェブ会議を利用することで期日を行うことができるという提案をしている（進行協議期日も同様）。なお、準備的口頭弁論の規律については維持することを提案している。

(3) 書証（文書）の提出と証拠調べ（同報告書98頁）

原本の存在又は成立に争いがある場合や、相手方に異議がある場合を除き、書証（文書）は、事件管理システムにアップロードされた書証の電子データをもって原本等に代えることができる、という提案をしている。また、書証を事前に提出する場合、書証の中出をする者が事件管理システムを利用することができるのであれば、当該中出をする時まで、事件管理システムに書証の電子データをアップロードする方法により提出しなければならないとしている。

(4) 人証の証拠調べ（同報告書111頁）

証人尋問、当事者尋問とも、一定の要件（遠隔地に居住、年齢若しくは心身の状態その他の事情により受訴裁判所に出頭することが困難であると認められる場合で相当と認めるとき、あるいは当事者に異議がない場合等）を満たす場合には、ウェブ会議を利用した尋問が行うるとすることを提案している。

(5) 判決（同報告書128頁）

電子データによる作成とし、裁判官が電子署名の方法で署名することを提案している。また、言渡しについても、データによるものとするが、送達については、事件管理システムに記録された情報の内容を書面に出力したものをもってする方法と、システム送達によってする方法とを提案している。

(6) 和解（同報告書128頁）

和解期日の当事者の出頭について、当事者双方が出頭しないウェブ会議の方法によることができる旨を提案している。また、書面による受諾和解（民事訴

訟法264条)につき、当事者が出頭困難と認められる場合は、あらかじめ裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす、という方式を提案している。

4. e 事件管理（訴訟記録の閲覧）をめぐる問題点（同報告書144頁）

事件管理システムの利用登録をした当事者は、いつでも、事件管理システムに記録されている訴訟記録の閲覧およびその複製（ダウンロード）をすることができるとの提案がされている（利用登録者以外の者は、従来どおり、裁判所書記官に対し、閲覧を請求することができる。）。

IV. おわりに

民事訴訟手続の IT 化には、デジタルデバインドへの対応やセキュリティ確保の方策等、乗り越えるべき課題は少なくないが、検討会報告書が示した、民事訴訟手続の全面 IT 化、そして「3つの e」という方向性は基本的に妥当であり、今後推進されるべきであると考えられる。そして、それをより具体化した IT 化研究会報告書についても、基本的に同意できる点が多い。今後は、これら報告書に基づいて様々な実験等を行い、その中で問題点を洗い出し、それを制度に反映させていくことが必要と考える。そして、それと同時に、IT 化が民事訴訟の理念である適正・迅速な紛争解決にどのように寄与するのかという視点も重要である（そうでなければ、ただ単に「紙や人をデータやシステムに置き換えた」というだけのことになってしまう。）。その意味で、IT 化研究会報告書が提案している、「特別な訴訟手続」（同報告書70頁）は注目すべき提案であるが、紙数の関係もあり、これに関する検討は他日を期したい。

本稿は、2019年度早稲田大学特定課題研究（2019C-048）の助成を受けた。